

## 手続案内 詳細説明

- 手続名称  
浄化槽を設置しない旨の届出書（県施行細則様式第 1 号）

- 手数料（使用料）  
なし

- 受付窓口  
浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉環境事務所（北九州市、福岡市、久留米市を除く）

機関・課名等	電話番号	所在地	所管地域
筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課	092-513-5611	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内	筑紫野市・春日市・大野城市・ 太宰府市・糸島市・那珂川市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 地域環境課	0940-36-2475	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎内	古賀市・糟屋郡・中間市・宗像市・ 福津市・遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 地域環境課	0948-21-4975	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎 別館 2 階	直方市・飯塚市・宮若市・嘉麻市・ 鞍手郡・嘉穂郡・田川市・田川郡
北筑後保健福祉環境事務所 環境課地域環境係（久留米分庁舎）	0942-30-1052	久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎内	小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・ 三井郡
南筑後保健福祉環境事務所 地域環境課（八女分庁舎）	0943-22-6963	八女市本村字深町 25 八女総合庁舎内	大牟田市・柳川市・八女市・筑後市・ 大川市・みやま市・三潴郡・八女郡
京築保健福祉環境事務所 環境課地域環境係	0930-23-9050	行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎内（別棟）	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡

- 提出書類  
浄化槽を設置しない旨の届出書（県施行細則様式第 1 号） 2 部

- 添付書類  
なし

- 留意事項
- ・ 浄化槽設置計画書提出後、工事着手前に、浄化槽の設置計画を中止し、浄化槽を設置しないこととなったときは、本手続ではなく、「浄化槽を設置しない旨の届出書（要領様式第 1 0 号）」の提出となります。
  - ・ 浄化槽設置計画書提出後、工事着手前に、浄化槽の構造若しくは規模に変更を生じるとき（型式認定浄化槽の性能、規模の変更を伴わない構造の変更を除く）は、本手続ではなく、「浄化槽を設置しない旨の届出書（要領様式第 1 0 号）」の提出後、新たに浄化槽設置計画書を提出する必要があります。